

# 監獄関係雑誌上における監獄教誨と宗教の関係性についての議論

— 1888年から1898年までを中心に —

江連 崇

## 1 はじめに

1898（明治31）年、巢鴨監獄の典獄であった有馬四郎助はキリスト者教誨師で友人であった留岡幸助を教誨師として招聘するため、当時教誨師として勤務していた本願寺派教誨師4人のうち3人に辞職を求めた。これを機に仏教各派は反対運動を起し監獄関係の雑誌はもちろん一般紙まで、大々的にその「巢鴨監獄教誨師事件」を報じた。これを機にそれまで各監獄の典獄に一任されていた教誨師としての宗教者の採用について議論が盛んにおこなわれるようになった。巢鴨監獄教誨師事件後どのように教誨や監獄運営と宗教を関わらせていくべきか、その議論については筆者は部分的にまとめているものの（江連 2013）、事件以前のその議論についての研究は、筆者の管見の範囲にはない。

本研究では巢鴨監獄教誨師事件以前に監獄教誨と宗教の関係について、どのような議論がなされていたのか、当時の監獄関係者に広く読まれていた『大日本監獄協会雑誌』を用いて整理、検討を行なうことを目的とする。『大日本監獄協会雑誌』は1888（明治21）年から1899（明治32）年まで大日本監獄協会から発行された雑誌である。本雑誌は名前を変え現在も『刑政』として刊行され様々な論考を掲載しており、日本における感化教育、司法福祉の領域の発展に対して重要な役割を担っている。また日本における矯正、更生保護、児童福祉、少年保護などのあゆみを知るうえで貴重な資料であり（倉持 2012:88）、様々な思想の監獄関係者の論考が記載されている。特定のテーマについての議論の蓄積もあるため教誨と宗教の関わりについての監獄関係者達の考え、また事件を受けての論調をみるには適した資料といえる。

## 2 創設期の大日本監獄協会の概要とは

まず本研究で用いる『大日本監獄協会雑誌』と発行元の大日本監獄協会についてみていきたい。宇川は「欧米にては監獄事業の整頓したると整頓せざるとを見て以て其の国の文化国たると否とを証するとい」えるが、その点、日本は、1881（明治14）年に改正された監獄則が施行されたが、その後の監獄の状況は十分とは言い切れない状況にあるとしている（宇川 a 1888:1）。また監獄に対する世間の印象も正確なものではないことが多かったこともあり、そこで新しい監獄則の施行も控えていることもあるため、監獄事業について多くの人に知ってもらうためにも本会の設立に至ったのであった。本会の目的とその方法についての記載も会設立の趣旨文に掲載されている。

- 監獄事業を奨励する事
- 不良少年感化事業を奨励する事
- 出獄人保護事業を奨励する事
- 貧民の救助及び教育に関する事業を奨励する事
- 監獄学の進歩を奨励すること

而して其方法に至りては

- 雑誌を発行しこれを会員其の他有志者に頒布し之に監獄に関する講義論説等を掲載する事
- 監獄に関する翻訳又は著述を為す事
- 欧米諸国の監獄協会と通信を開き以て各文明国の実況を調査する事

まず会の目的についてだが、「監獄内の事業を奨励する事」や「不良少年感化事業を推奨する事」は勿論であるが、「出獄人保護事業を奨励する事」と「貧民の救助及び教育に関する事業を奨励する事」のように「監獄周辺事業」の発展を目的としている。監獄協会という名ではあるが、監獄だけに着目するのではなく、「犯罪予備軍」とされる貧困者（児）に対する援助と教育を行い、犯罪防止事業も奨励し、また出獄後の保護まで考えており、事業を監獄内に限定せずに犯罪防止の一連の事業を推奨することを目的としている。

この目的に対する方法として以下の3つが挙げられているが、これら3つを発表する場が『大日本監獄協会雑誌』の刊行であった。本誌は基本的に会員に配布されるが、創刊号は最初に2000部印刷し、会員数の急増により1000部増刷した。会員数は1888（明治21）年4月に募集したところ5月31日までに2250名に達した（宇川b 1888:1）。会員は「推戴員（皇族）」「名誉会員」「特別会員」「正会員」の4種に分けられ、役員を主幹宇川盛三郎、執行役員を佐野尚、武田英一、深井鑑一郎の三人が務めていた。

以下は第一号に記載された「会則」と3号に記載された「細則」である。

## 会則 第一号「大日本監獄協会規則」1888（明治21）年

### 第一章 会名及び位置

第一条 本会ハ大日本監獄協会ト称ス

第二条 本会は当分其仮事務所ヲ東京府下谷区七軒町二十八番地ニ置ク

### 第二章 目的及び事業

第三条 本会ノ目的ハ大日本帝国監獄事業ノ改進黨翼賛スルニ在リ

第四条 本会ノ事業ハ左ノ如シ

- 一 監獄事業ヲ奨励スル事
- 二 不良少年感化事業を奨励スル事
- 三 出獄人保護事業ヲ奨励スル事
- 四 貧民ノ救助及び教育ニ関スル事業ヲ奨励スル事
- 五 諮問及上質問ニ答フル事
- 六 懸賞文ヲ募ル事
- 七 監獄ニ関スル翻訳並ニ著述ヲ為ス事
- 八 監獄ニ関スル図書ヲ出版スル事
- 九 本会ノ雑誌ヲ発行スル事
- 十 万国監獄公会、万国監獄委員及び各監獄協会ニ関スル事

第五条 本会ノ雑誌ハ通常毎月トニ一回又ハ二回発行シテ会員其他有志者ニ頒ツ雑誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

- 一 監獄ノ関スル法令
- 二 監獄学並ニ欧米諸国監獄法講義
- 三 刑法治罪法講義
- 四 監獄ニ関スル翻訳
- 五 地方会員ノ通信又ハ寄書
- 六 欧米諸国ノ監獄協会等ニ関スル通信
- 七 本会記事

### 第三章 会員及び役員

第六条 本会ハ会員ヲ左ノ三種ニ區別ス

- 一 名誉会員
- 二 特別会員

三 正員

第七條 本会ハ当分左ノ役員ヲ置ク

一 主幹 一人

二 執行役員 五人

第八條 本会ハ特別調査委員ヲ設クルコトアルシ

但特別調査委員ハ役員之ヲ選挙ス

第九條 名誉會員、特別會員及ヒ役員ハ目下發起人ニ於テ發起人中又ハ會員中ヨリ之ヲ選挙ス

第四章 入会申込及ヒ会費

第十條 本会ニ加入センコトヲ望マルル人々ハ氏名、職分、宿所、等ヲ記シテ本会事務所ニ申込マル可シ

第十一條 會員ハ毎月会費金十錢ヲ納ム可シ

但名誉會員特別會員ニハ会費ヲ徴セス

明治二十一年三月七日定

・第三号「大日本監獄協會細則」1888（明治21）年

第一條 雑誌ハ無償ニテ會員ニ頒ツモノトス

雑誌ニ掲載シタルモノハ総ヘテ報酬ヲ為スヲ正則トス

第二條 総裁 一人 推□員中ヨリ推薦ス

会長 一人 名誉會員中ヨリ選挙ス

副会長 一人 特別會員又ハ正員中ヨリ選挙ス

庶務局長 一人 正員中ヨリ選挙ス

調査局長 一人 正員中ヨリ選挙ス

主幹 一人 当分ノヲ設ケ事務ヲ主ラシム但兩局長ノ一人之ニ当ルモノトス

庶務委員 二人

調査委員 二人 兩局長共同ノ發議ニヨリ会長之ヲ囑託スルモノトス

議員 典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公選議員 十人 在京正員中ヨリ選挙ス

特別調査委員 兩局長共同ノ發議ニヨリ会長之ヲ囑託ス

第三條 総裁ハ本会ヲ提理スルモノトス

会長ハ会務ヲ総理スルモノトス

副会長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アルキハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ挙ル

一 會計ニ関スル事

二 庶務ニ関スル事

三 記録ニ関スル事

調査局長ハ左ノ事ヲ挙ゲル

一 雑誌ノ編集及ヒ印刷

二 海外通信

三 諸起案

四 調査書類ノ記録

五 統計ニ関スル事

- 六 特別調査委員ニ関スル事
- 七 集会ニ関スル事
- 庶務委員及ヒ調査委員
- 庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス
- 一人 庶務及ヒ会計主任
- 一人 記録主任
- 一人 編集主任
- 一人 海外通信主任
- 議員 会長ノ諮問ニ応スルモノトス
- 特別調査委員 会長ノ囑託ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第一条 庶務局長、調査局長、庶務委員及ヒ調査委員ニハ報酬ヲ付与スル事アルヘシ

第二条 入会ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手二銭ヲ封入スヘシ本会ヨリハ規則、細則並ニ入会申込証ヲ送付スルモノトス

第三条 会費ハ前納スルモノトス

第四条 本会ニ送付スル為替金ハ某氏宛某郵便局ニ振込ムヘシ

明治二十一年六月二十四日改正

### 3 教誨と宗教に関する記事について

『大日本監獄協会雑誌』が刊行されてから巣鴨監獄教誨師事件が起こるまでの1898（明治31）年8月までの期間を対象として教誨と宗教に関する議論についてみていきたい。『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている「教誨と宗教の関係」についての記事は、ある程度共通の考えを持つものであった。それは教誨に自身の宗教を持ち込み、布教活動的行動をとるべきではなく、囚人の改過遷善を目的におくべきというものであった。

巣鴨監獄教誨師事件後に大谷派本願寺の事務総長である石川舜台が主張したような公認機関における非公認教の活動に対して反対するような記事は事件前は見られない<sup>1</sup>。少なくとも監獄関係者は「国家と宗教」の関係で教誨活動を考えるてはいないように思える。しかし、布教活動を行なわないことを前提として、改過遷善に有効であると考えられている宗教をどのように用いるか、この点に関しては、明確な答えを見つけることはできず、議論を重ねる状況が続いていた。これらの議論は第2号から第25号までにおいて特に議論されている。ここでは、代表的な深井鑑一郎（第2号、第5号）、篠川直（第4号、第8号）、飯田直之丞（第5号）、松田敏（第8号）、三橋美佐保（第10号）植田卓爾（第10号）、木下鋭吉（第22号）の7人の論考を見ていきたい。

#### (1) 教誨師の適任 - 単一の宗教か複数の宗教か -

教誨に単一の宗教を用いるか、それとも幾つかの宗教を用いて囚人の教誨にあたるか、これは巣鴨監獄教誨師事件の最大の要因ともいえる。事件では、その対立が表面化し社会の関心を集めたが、この問題は有馬四郎助が赴任した1898（明治31）年の巣鴨監獄のみの話ではない。事件以前から監獄関係者の中では「教誨と宗教」を語る際には一番の論点となっていた。以下、深井と篠川の議論からその詳細をみていきたい。

深井鑑一郎 第二号1888（明治21）年 「囚人教誨の目的及び其方法」

深井は教誨について各国ごとに「教法の種類、教法の性質、人民の風習」に対して適切なものを選択する必要

<sup>1</sup> 大谷派本願寺の事務総長であった石川舜台は当時の内務大臣であった板垣退助に対して事件の説明を求める書面を提出した。その内容は神道や仏教のように国が公認した宗教ではなく、黙認されているキリスト教に獄制の要務を託すことは不当であり、これは監獄職員に限るものではなく、国家と宗教との関係にも及ぶ重要な問題であると主張した。

があると述べている。欧米においては教誨の多くが、宗教を用いて行なわれているが、フランスのような「一国教」に依る国もあればアメリカのように各宗教を用いて教誨を行なう国もあり、日本はアメリカのような諸宗教により教誨を行なうべきであると深井は主張している。

その理由として、日本は「神教」「仏教」「儒教」「基督教」など様々な宗教が存在しており、また宗派など細かくみていけば 50 以上の数になることを挙げている。たしかに日本における習慣をみると宗教への関心は「淡薄」であり、それは欧米人に於ける宗教観とは異なるものである。

一方で「先祖より宗教をもって帰依となすもの」もいることも事実であるため、フランスのように「一国教」を採用するべきではないとしている。諸宗教であるべきという考えは「監獄なる者は社会の一小分子にして即ち一個の小社会を団結せしめたる者なるが故に社会の現在に於て既に諸般の宗教を播種し人民各自の適宜に帰せしめたる以上は監獄に於ける教誨に至りても亦勢ひ諸教の教誨を行ふ」という論理である。

しかし監獄において諸宗教の教誨を行うには「諸教の教誨者を托任するの費用」「諸教々誨を施すに於ては囚人の区別は如何すべき乎」「囚人をして宗教上の軋轢を生せさらしむ」「普通道德教誨と宗教々誨との優劣如何」などの問題があるとしている。その他様々な問題があるが、深井はこの4点が最も講究されなくてはならないとしている。

篠川直（第4号）1888（明治21）年 「囚人の教誨」

ここで篠川は深井の論考について自身の考えを述べている。深井のいう「種類、性質、習慣」等に合わせて教誨を行うこと、またそれを欧米諸国と日本を対比しながら検討している点については評価している。

しかし、後半部分については否定的である。まず深井が述べた「監獄なる者は社会の一小分子にして即ち一個の小社会を団結せしめたる者なるが故に社会の現在に於て既に諸般の宗教を播種し人民各自の適宜に帰せしめたる以上は監獄に於ける教誨に至りても亦た勢ひ諸教を行ふ」という考えに対して「生始めて惑を生ず」としている。その理由としては、「社会は宗教皆無と名称す可からず囚人は宗教皆無と名称して可なり（十囚の八九に就て言う）」というように監獄が社会の一小分子であったとしても実際監獄内は社会のように諸宗教があるわけではないことである。また 50 以上の各宗教・宗派はないにしても、監獄内囚人のうち信徒が多い宗教を選んでいったとしても、5つほどになり、5つの宗教教誨師を呼ぶのであれば、宗教上の軋轢を避けるために分房独居で教誨をする必要がでてくるとしている。つまり深井のいうように諸宗教の教誨師を要することは「口言ふ可くして行可らず」であるという。篠川は教誨師は、それらの問題がないように「教誨者は能く囚人の心を感動せしむる者を撰」ぶべきと述べる。

深井鑑一郎（第5号）1888（明治21）年「正員篠川直君に答ふ」

篠川の「囚人の教誨」について深井は早速、次号で反論している。第2号で深井が「監獄は社会の一小分子なれば社会の現在に於て諸般の宗教ある以上は監獄にも亦た諸教を輸入すへし」と述べたのに対して、篠川は第4号で「実験」上監獄内の囚人のほとんどは無宗教であると反論した。

しかし深井はこの「実験」は篠川がいる一地方のみであり、「人民風習の別なる土地に依り其の志想...夫れ夫れ志すところある」としてたまたま篠川のいる宮崎は宗教を信じる人が多い地域ではないだけであって、宗教を信じている土地の監獄には宗教心のある囚人が多くいるとして篠川の考えを否定している。またたとえ、囚人に宗教心が無かったとしても司獄官、教誨師が宗教を監獄内に「輸入」すれば囚人の改心に必要な道義心を持たせることができると主張している。その例としてフランスの監獄で宗教心のない囚人に対しては宗教心のある囚人と同じ部屋にしていることも挙げている。

次に「諸宗教かどうか」についてだが、基本的に2号での深井の「諸宗の教誨者を監獄に置く」という考えは変わっておらず、これに対する篠川の「托任するの徒費なきを以て唯教誨者は能く囚人の心を感動せしむるものを撰むの外なき」という考えには、「一監獄として数十百人の司獄官ある以上は彼れ此れ相加減せば諸宗の教誨者を置く位の費用は敢て左程の難事」ではないとしている。むしろ「(教誨師側は—引用者注) 素より人心改良を以

て目的となす以上は其の費用の如何を顧みず」教誨を行なうべきであるとしている。

また教誨を行う際に宗教ごとに囚人を分けて行うか、それとも全体で行うかであるが、それについては「諸宗の教誨者を設け盛に其の教誨を施し囚人各自の帰従するところの宗教に熱心するに当りては勢ひ其の軋轢を生」むとして区別して教誨をするべきとしている。

この際に指摘された監房の数は、「如何なる監獄と雖も囚人の帰依は大抵五六種」より多いことはないので、問題ないとしている。

篠川直（第8号）1888（明治21）年「正員深井鑑一郎君に再答す」

深井の囚人に宗教心のあるものが少ないというのは、一地方の結果に過ぎないという意見に対して、全国における囚人の宗教を信仰しない割合は10人中8、9人であり、これは皆無といえと主張する。

またここでは宗教を用いない教誨がいかにか重要かを主張し、「教誨者には先づ囚人の心を感動せしむる者を撰ばされは効験を見るを得す」としてまた、各宗教教誨師の用いる各宗の講話は「仮令数百万言を費やすと雖とも聴く者をして感動せしむるに足らず」と宗教教誨に否定的見解を示している。これは下で述べる飯田直之丞の考えと共通するものである。

## （2）教誨の方法 — 宗教を用いるか否か —

上で紹介した「監獄教誨で宗教を単一にするか複数にするか」の議論と同時に教誨自体に宗教を用いる方法をとるべきか、用いない教誨を行うかの議論も活発に行われていた。そこには、宗教者によるものではなく、教誨独自の「技法」の確立に必要性を訴えるものもあった。

飯田直之丞（第5号）1888（明治21）年

「囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし」

飯田直之丞は教誨の具体的な方法について述べている。その方法とはタイトルにあるように教誨は「一種特別の方便」を用いることである。

まず宗教者が自身の宗教を用いて囚人の教誨にあたること自体が「無知」である囚人に対しては有効ではなく、改過遷善はできないとしている。むしろ、「各教宗派の如く偏倚の説」によるものではなく「古今名家哲士の金言卓説より孝子義僕の美事善行」のような人の心を感動させるような話つまり「一種特別の方便」を教誨師が行うことを主張している。

松田敏（第8号）1888（明治21）年 「囚徒教誨の件に付愚見」

松田は第8号に「囚徒教誨の件に付愚見」と題して飯田の「囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし」の考えに対して同意する事ができないとしている。

監獄には「神教」、「佛教」、「外教」、がありそこで他の宗教により教誨を行うと軋轢が生まれてしまう。仮に生じなくとも聞いている囚人は自身の宗教を尊信し、他の宗教の場合は受け入れることはない。そのため「一監獄に数派の教誨を施すは予の取らざる所にして飯田君と感を同ふするものなり」としている。

しかし、その方法として「一種特別の方便」のみを用いることに対しては批判的である。自身の経験からもそれだけでは囚人を改心をさせることは難しいと考えており、やはりその土地（監獄）で最も信徒が多い宗教を用いて一宗教により教誨にあたる事が望ましいとしている。

植田卓爾（第10号）1889（明治22）年「囚徒教誨の件に付管見」

植田は飯田（第5号）と松田（第8号）の議論を取り上げて、それを踏まえながら持論を展開している。

飯田の宗教者であっても自身の信教を口外せず、教誨自体も宗教色のない古人の美談などの講話を用いる「一種特別の方法」を採用することには賛成している。しかし、そうであるならば、むしろ宗教者が教誨を行うのではなく司獄官吏が「訓誨」を自ら行えばいいという考えを示している。

官吏は、囚人の普段の生活から監獄内労働など様々な場面で囚人と接しているため、むしろ本来の教誨師のように教誨を行なうときだけ囚人と接するよりも、犯罪の原因となる囚人の心情を理解することができるという考えであり「一度の訓誨は教誨師十度の教誨にも勝れる」としている。そのため松田の信徒多数の宗教に基いた一宗教による教誨に対しても当然否定的である。植田の担当する地域は囚人に対して宗教を尋ねても10人中8、9人は「空信」であるため、最多数の宗教を用いることは難しいとしている。

三橋美佐保（第10号）1889（明治22）年「囚徒の教誨は宗教頼むに足らず」

三橋は日本人の宗教に対する姿勢を「外国人と其宗教心の厚薄を問へは日本人の淡薄なる」として、また宗教信者の一部は自身の宗教を尊信するあまり、他の宗教を敵視するものもいるとしている。そのような状況のなかでは監獄教誨で「好結果」を得ることはできないと主張している。もし他の宗教を敵視している教誨師の教誨を受けたならば、それは囚人に「伝染し患害を招くことになる」と考えている。

三橋の考えは、囚人に悔い改めさせることだけを目的とするならば、宗教を用いるよりも「道理を講説する道徳家」を採用すればよいとしている。そして改心させるためには十分に懲戒を施し、道徳家による講説により改心させることを主張している。また植田とは異なる点として、懲戒を怠り教誨や講説のみを行うことは有効ではないとして懲戒の重要性も説いている。

木下鋭吉（第22号）1890（明治23）年「囚人教誨法に付ての管見（その一）」

（第25号）1890（明治23）年「囚人教誨法に付ての管見（その二）」

木下鋭吉の「囚人教誨法に付ての管見（其一）」は13ページというこれまで見てきた論説と比べても最も分量が多い。ここで木下は①「現時有力者の唱ふる教誨法の種類」②「日本現時の経済的境遇」③「日本現時の宗教及び囚人の宗教心」④「犯罪者の刑名比較及び教育の有無」の4つについて考えを述べている。

①については上記にある各論者についてまとめており、②では、監獄改良を行う際に必ず検討する必要がある金銭面について言及しており、教誨については「一人の囚人に一人の教誨師か犯罪者其者の性情に付因果応報とか天道とか種々懇切に教誨をなすとせば一千の囚徒を拘禁する監獄は能く教誨費に堪ふや否や」として囚人個々に対して個人教誨を行うことの難しさを指摘している。③では憲法により信教の自由が認められているため仏教者、神道者キリスト者など様々な信教の者がいるため、各論者もそれに注目し教誨と宗教について議論しているが、一番注目すべき点は無宗教者であるとしている。その無宗教者にも2種類あり、「学識もあり経験もありて自から人間の正道を履み取て宗教を尊奉せざるもの」と「無学文盲にして学問の何物たるを知らず人間の義務を知らず道徳の如何を知らず宗教の如何を知らず偶偶阿弥陀の有難きを信するも隣家の柿を盗んで仏の供用にする類の輩」としてこの無宗教者に監獄関係者は注目する必要があるという。④は不敬犯や窃盗犯、傷害犯、また教育を受けた者、そうでない者などのように囚人の刑の違いや教育の有無の違いに注意する必要があるということ述べている。以上の4つを指摘した上で木下は、適切と思われる一つの宗教と「学派」を用いて教誨を行うべきとしている。

#### 4 まとめ — 囚人感化の為の宗教 —

1881（明治14）年の第一回改正監獄則において教誨についての規定が法制度上に初めてあらわれたが、それ以前は、篤志の宗教家によって教誨活動が行われていた。1881（明治14）年の第一回改正監獄則では、教誨の規定がされたものの、監獄費が地方庁負担によるものだった為、特に地方では監獄で教誨師を任用することが難しく大部分は各宗本山に対して教誨師の派遣を要請するという方法をとっていた（教誨百年編纂委員会 1973 36-37）。1889（明治22）年に、第二回改正監獄則が制定されたが、教誨についての規則に大きな変更はなく、第二回改正監獄則によって、他の職員同様に、常勤として分掌事務を担当することにはなったが、教誨師の任用については、各監獄の典獄の判断に任されていた。

小河滋次郎は『監獄学』において「感化改良ノ事ハ治獄上ノ最緊要務タリ教誨ハ即チ此目的ヲ達スルノ最好方

便タルカ故ニ司獄ノ局ニ常ル者ハ須ラク教誨ニ置キ殊ニ其實施ノ方法ニ注意スル所ナクンハアルヘカラス」として、監獄内での教誨の重要性を強調している（小河滋次郎 1989:855）。教誨の方法については、教誨は普通教誨と特別教誨としており、「普通教誨」は、全囚徒もしくは数囚に対して行う教誨で、実施は免役日、日曜日午後、平日罷役後及び休役間に施行されるものをいい、「特別教誨」は、入監、出獄、受賞、処罰、疾病、監房巡回等の場合に施行されるものと紹介している（小河滋次郎 1989:864）。

教誨師の職務についての規定は監獄則にあるが、各監獄ごとに教誨師の職務や教誨の方法は異なっていた。つまり、大まかな監獄則の規定のなかで各監獄ごとに独自の方法をとっており、それは、典獄の方針や監獄内での多数を占める教誨師の宗派によって変わるものだった。それゆえに上記したように「宗教と教誨」についての解釈や、その実施方法についての議論が頻繁に行われた。上で見てきた教誨と宗教の関わりについてまとめてみると2つの点に焦点をあてていることがわかる。それは「監獄の教誨師を単一の宗教にするか、それとも諸宗教にするか」という点と「教誨方法に宗教を用いるか用いないか」という2点である。

深井は、社会が宗教の多様性を認めているのだから、1つの小さな社会である監獄においても教誨師はいくつかの宗教を用いることが必要であると考えており、逆に篠川は実際には監獄に入る人々には様々な宗教の信仰者がいるわけでもなく、また費用面から考えても宗教で十分だという考えである。飯田は教誨方法について宗教に頼らない独自の講話を用いて囚人に心の感動を与えることが重要だとしている。それに対して松田は独自の講話だけでは囚人の感化を行なうことは難しいとして、一宗教を用いた宗教的方法をとるべきだと述べている。植田に関しては、飯田の考えにかなり近いだろう。ここでは飯田の考えに基づきながら教誨師でなく司獄官が囚人に「訓誨」をすることを提唱している。三橋は植田と同様宗教色をなくし道徳講話を用いる立場だが、懲戒を重要視しており、これは他の6人とは異なる点といえる。木下はこれまでの6人の議論を踏まえた上で一つの宗教による教誨を行ないながら教育を行う必要性を述べている。

本研究では『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている教誨と宗教に関するすべての議論を取り上げたわけではないが、1888（明治21）年から1898（明治31）年の10年間の議論はほぼ上のようなものが中心であった。特に後半は教誨方法についての議論が多くなる。そして1898（明治31）年9月の巣鴨監獄教誨師事件後に宗教教誨師の採用についての議論が再び注目されるようになる。既に述べたが、本誌上の議論は教誨を布教活動として捉えることを否定しているものがほとんどである。もちろん監獄関係雑誌の誌面上という点を十分考慮しなくてはならないが、巣鴨監獄教誨師事件前に言われていたような自身の宗教を擁護することを目的とした意見も見当たらない。これがなぜ巣鴨監獄教誨師事件後の報道にあるように教誨師の布教活動重視の教誨が増えていったのか、今後さらに本誌の議論を分析していく必要がある。



## 『大日本監獄協会雑誌』における教誨・宗教関係記事タイトル（一部抜粋）

年度・号数	執筆者名	記事のタイトル
1888(明治21)年・2号	深井鑑一郎	囚人教誨の目的及び其方法
1888(明治21)年・4号	篠川直	囚人の教誨
1888(明治21)年・4号	中村中	教誨は懲戒を全身に浸潤せしむるの菓餌
1888(明治21)年・5号	飯田直之丞	囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし
1888(明治21)年・8号	松田敏	囚徒教誨の件に付愚見
1889(明治22)年・9号	斎藤岩三郎	教誨師の注意
1889(明治22)年・10号	三橋美佐保	囚徒の教誨は宗教に頼むに足らず
1889(明治22)年・10号	植田卓爾	囚徒教誨の件に付管見
1890(明治23)年・22号	木下鋭吉	囚人教誨法に付ての管見(其1)
1890(明治23)年・25号	木下鋭吉	囚人教誨法に付ての管見(其2)
1891(明治24)年・36号	藤波元吉	監獄教誨師に呈す
1892(明治25)年・46号	岩崎一太郎	監獄教誨の奏功
1892(明治25)年・49号	佐野尚	築地本願寺監獄教誨師会同の席に於ける演述
1892(明治25)年・49号	不明(雑録)	今日の如き日曜日及祭日の大教誨は全廃あらんことを望む
1892(明治25)年・51号	不明(雑録)	府県監獄医及監獄教誨師の位置及俸給
1892(明治25)年・51号	留岡幸助	総囚的教誨
1892(明治25)年・51号	不明(通信)	教誨方法の改良
1892(明治25)年・52号	留岡幸助	米国に於る監獄教誨師の位置
1892(明治25)年・54号	阿部政恒	教誨の目的
1892(明治25)年・55号	阿部政恒	監獄教誨と宗教の関係
1893(明治26)年・56号	高安博道	教誨師には特に尊王崇親の情に厚き者を要す
1893(明治26)年・61号	為春生	教誨師の位置に就きて
1894(明治27)年・70号	木村惠教	留岡幸助君の教誨主義に就きて一言す
1894(明治27)年・72号	不明(獄事彙報)	監獄教誨の奏功有様
1894(明治27)年・74号	不明(雑録)	教誨師の遵守すべき事項
1895(明治28)年・80号	江村友三郎	教誨をして有効ならしむる方法如何
1895(明治28)年・81号	磯部生	監獄教誨を論ず
1895(明治28)年・81号	後藤生	監獄教誨に就きて
1895(明治28)年・81号	井蛙生	個人教誨に就きて
1895(明治28)年・85号	自情楽童子	教誨堂に奉掲する阿弥陀如来の書像の撤去を希望す
1896(明治29)年・92号	石川県監獄教誨師某	石川県監獄教誨施行方法
1896(明治29)年・102号	不明(彙報)	教誨の方法
1897(明治30)年・104号	佐順生	教誨に幻灯を用ゆるの必要を論ず
1897(明治30)年・105号	樟蔭道人	教誨師の位地を論ず
1897(明治30)年・109号	綿引源藏	教誨師諸君に一言す
1897(明治30)年・113号	藤吉習教	奉教の念とは那邊にあるか敢て教誨師諸賢に問ふ
1897(明治30)年・114号	夢中狂生	監獄教誨の不振に就て
1898(明治31)年・117号	笠原正進	我国分房制監獄に於ける教誨の方法に就て聊か所見を述ぶ
1898(明治31)年・120号	三山元樹	監獄教誨師の責任(司獄官吏に対する間接感化の必要)
1898(明治31)年・124号	不明(雑録)	教誨の方法今尚疎漫に失せり(教誨師の今一層奮発せられんことを望む)
1898(明治31)年・124号	不明(雑録)	教誨師の選任(外国に於ける教誨)
1898(明治31)年・124号	洋々散士	河野純孝氏と監獄教誨を談ず
1898(明治31)年・126号	南都生	監獄教誨に就て所感を述ぶ、附て教誨師諸君に一言す
1898(明治31)年・126号	山崎末吉	巢鴨監獄署の教誨主義に就て
1898(明治31)年・126号	福澤勇太郎	巢鴨監獄署に於ける教誨師問題に関する中央新聞の記事評論を読む
1898(明治31)年・126号	琴城道人	道義教誨の非を論ず
1898(明治31)年・126号	古嵩生	教誨師待遇に付宗教者諸君に望む
1898(明治31)年・126号	不明(教誨)	巢鴨監獄教誨師処分の問題、諮問案
1898(明治31)年・127号	山崎末吉	有馬典獄の監獄教誨論を読む
1898(明治31)年・127号	琴城道人	監獄教誨に就て典獄諸君に一言す
1898(明治31)年・127号	山崎末吉	河野純孝氏と再び監獄教誨を談ず
1898(明治31)年・127号	西元三指	教誨事業実効を収る改良意見
1899(明治32)年・128号	不明(雑報)	教誨師養成法に就て(於東京浅草本願寺別院)
1899(明治32)年・133号	日高志操	全国監獄教誨師の覚悟は如何

## 参考文献

- 飯田直之丞（1888）「囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし」『大日本監獄協会雑誌 第五号』大日本監獄協会
- 植田卓爾（1889）「囚徒教誨の件に付管見」『大日本監獄協会雑誌 第十号』大日本監獄協会
- 宇川盛三郎（1888a）「大日本監獄協会設立の趣旨」『大日本監獄協会雑誌 第一号』大日本監獄協会
- 宇川盛三郎（1888b）「本会主幹は改選を請ふの書」『大日本監獄協会雑誌 第二号』大日本監獄協会
- 江連崇（2013）「巢鴨監獄教誨師事件とその後の仏教界の動向 - 仏教系新聞雑誌を用いた試論 - 」『東京社会福祉史研究会 第七号』東京社会福祉史研究会
- 小河滋次郎（1989）『監獄学』五山堂書店
- 木下鋭吉（1890a）「囚人教誨法に付ての管見（その一）」『大日本監獄協会雑誌 第二十二号』大日本監獄協会
- 木下鋭吉（1890b）「囚人教誨法に付ての管見（その二）」『大日本監獄協会雑誌 第二十五号』大日本監獄協会
- 教誨百年編纂委員会（1973）『教誨百年』浄土真宗本願寺派本願寺,真宗大谷派本願寺
- 倉持史朗（2012）「『大日本監獄協会雑誌』の書誌的研究—大日本監獄協会の組織・活動と監獄改良論を焦点として—」『天理大学学報 第63巻2号』天理大学
- 篠川直（1888a）「囚人の教誨」『大日本監獄協会雑誌 第四号』大日本監獄協会
- 篠川直（1888b）「正員深井鑑一郎君に再答す」『大日本監獄協会雑誌 第八号』大日本監獄協会雑誌
- 深井鑑一郎（1888a）「囚人教誨の目的及び其方法」『大日本監獄協会雑誌 第二号』大日本監獄協会
- 深井鑑一郎（1888b）「正員篠川直君に答ふ」『大日本監獄協会雑誌 第五号』大日本監獄協会
- 松田敏（1888）「囚徒教誨の件に付愚見」『大日本監獄協会雑誌 第八号』大日本監獄協会
- 三橋美佐保（1889）「囚徒の教誨は宗教頼むに足らず」『大日本監獄協会雑誌 第十号』大日本監獄協会